

川俣町子育て支援サポーター派遣事業のご案内

妊婦さん・産後のお母さんの体調不良などで育児や家事を行うことが難しいご家庭に、必要な研修を修了したサポーターを派遣し、家事・育児をお手伝いします。



1. 対象家庭と利用できる期間・時間

川俣町にお住まいで、次のいずれかに該当する家庭

対象家庭	利用期間と時間
① 日中、家族等から支援を受けられない妊婦さんがいる家庭 (母子健康手帳の交付を受けていること)	利用登録した日から出産前日まで : 30時間以内
② 日中、家族等から支援を受けられない3歳未満の子どもがいる家庭	・子どもが1歳未満 : 60時間 ・子どもが1歳以上3歳未満 : 30時間

2. サービスの内容

詳しくは6. 支援内容の詳細をご覧ください。

家事支援	食事、洗濯、掃除・整理整頓、買い物、その他
育児支援	授乳の手伝い、おむつ交換の手伝い、沐浴の介助、その他

注) 利用者は、上記のサービスをサポーターと一緒にすることとします。

3. 利用に関すること

事前に利用登録が必要です！

申込から利用まで(裏面)を読み、希望者は申請書を提出してください。(登録は無料)

曜日	年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く
時間帯	午前9時から午後7時まで (1時間単位でのご利用で、1日当たり最長4時間まで)
利用料金	下記の料金を直接派遣サポーターにお支払いください。 1時間当たり 100円 ※サポーターが生活必需品の買物その他のサービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額の負担が生じます。
注意事項	次のいずれかに該当する場合は、ご利用できません。 <input type="checkbox"/> 留守宅あるいは乳幼児のみの家庭 <input type="checkbox"/> 伝染病等感染症の恐れのある者が家庭にいる場合

4. ご利用にあたっての注意点

★キャンセル・変更について

サービス利用をキャンセルした場合は、下記のキャンセル料が発生します。なお、利用日前日の午後5時までに連絡の場合は、無料です。

- ・利用日前日の午後5時以降又は当日の連絡の場合：利用料金の半額
- ・連絡なしの場合：利用料金全額

★訪問先について

事前打ち合わせの際に「特定非営利活動法人 コミュニティちゃばたけ」が訪問したお宅にサポーターを派遣いたします。

お引越し等で訪問先が変更になる場合は、変更届を子育て支援係へ提出してください。川俣町外に転出された場合は、本事業をご利用できません。

5. 申込から利用まで

役場 子育て支援課

①登録申請書提出

役場子育て支援課（5番窓口）へ提出

必要書類

申請書、印鑑、母子健康手帳

②決定通知書が届く

自宅に利用可能の決定通知が届く

特定非営利活動法人 コミュニティちゃばたけ

③派遣利用の申し込みをする

決定通知書を持参のうえ、直接、受託業者へサポーター派遣利用の申し込みをする。

④事前打ち合わせ

コーディネーターがご自宅を訪問し、支援内容の確認・打合せを行います。

⑤サポーターが派遣される

派遣終了後、履行確認のため署名又は押印願います。利用料金は、当日、直接サポーターにお支払いください。

【受託事業者】

特定非営利活動法人 コミュニティちゃばたけ

電話 090-7073-4348

事務局 まちなかサロン“はなさんしょ”

川俣町字中丁24-2（ファンズ川俣店2階）



6. 支援内容の詳細・家事支援

注) サポーターの派遣は、原則1世帯あたり1名とし、同時に2名の乳幼児の世話をを行うことはできません。



内 容		○できること（例）	×できないこと（例）
家 事 支 援	食事の準備 及び後片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な調理 ・配膳、片付け、 テーブル拭き 	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応食等への対応 ・特別な手間をかけて作る料理 （お正月料理等） ・来客の対応（飲食や食事の手配）
	洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類の洗濯、干す、畳む ・アイロンがけ ・簡単な衣類の補修 （ボタンつけ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用の洗濯機で洗えない大きな物、 特別な手間をかけて洗う物 ・大量の洗濯、アイロンがけ
	掃除、 整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ・居室等の簡単な掃除 ・新聞、雑誌等の 簡単な片付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけてする掃除 （大掃除、床のワックスがけ、 浴室のカビとり等） ・庭の掃除（草むしり、剪定、水やり等）
	生活必需品 の買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、自宅から最も近い スーパー、コンビニなど で購入可能な食材、日用品 の買い物（買い物リスト を作成してください） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活必需品以外の買い物 （大型の買い物、大量の買い物等） <p>※サポーターによる立替払いは不可です。</p>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅配便の送付 ・シーツ交換、布団干し 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関での現金引き落とし ・ペットの世話 （ペットのトイレ掃除等も含む） ・自動車の給油、洗車、清掃 ・自営業等の仕事の手伝い

6. 支援内容の詳細・育児支援



注) サポーターの派遣は、原則1世帯あたり1名とし、同時に2名の乳幼児の世話をを行うことはできません。

内 容		○できること (例)	×できないこと (例)
育 児 支 援	授乳の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・粉ミルクの調合 ・哺乳瓶の洗浄、消毒、後片付け ・離乳食の調理 ・授乳の手伝い 	
	おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつや衣類の交換 ・おむつの後片付け 	
	沐浴介助	<ul style="list-style-type: none"> ・着替えの準備 ・ベビーバスの用意、後片付け ・赤ちゃんの拭き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・おへその消毒 ・つめきり ・赤ちゃんを浴槽に入れての入浴
	きょうだい児 (就学前) の世話	<ul style="list-style-type: none"> ・居室内でのきょうだい児の遊び相手 ・食事、おやつのお世話 ・着替え、トイレの介助、おむつ交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同伴なしでのサポーターときょうだい児との外出 (保育園の送迎、病院への付き添い等)、預かり ・きょうだい児をお風呂に入れる
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同伴での赤ちゃんの外出 (病院受診の付き添い、健診・予防接種の付き添い) ・保護者の産後健診の付き添い 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同伴なしでのサポーターと赤ちゃんとの外出 (病院、健診、予防接種受診等)、預かり ・冠婚葬祭等の付き添い ・母親等の身体介助 ・サポーターが運転する車への同乗 ・医療行為 	

《お問い合わせ先》

川俣町教育委員会子育て支援課子育て支援係

電話 024-566-2111 (内線2302)